

○佐野市体育施設条例

平成19年 6 月18日 条例第22号

改正

平成20年 3 月17日 条例第12号
 平成21年 9 月30日 条例第30号
 平成25年12月24日 条例第32号
 平成25年12月24日 条例第34号
 平成28年 3 月23日 条例第15号
 平成29年 3 月13日 条例第 8 号
 令和元年 6 月24日 条例第15号
 令和 2 年 3 月24日 条例第 6 号

佐野市体育施設条例

佐野市体育施設条例（平成17年佐野市条例第105号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 市民の健康増進並びに体位及び体力の向上を図るため、佐野市体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第 2 条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野市佐野武道館	佐野市堀米町167番地 1
佐野市田沼総合運動場	佐野市田沼町1600番地
佐野市田沼西運動場	佐野市閑馬町370番地
佐野市アリーナたぬま	佐野市戸奈良町21番地
佐野市葛生武道館	佐野市嘉多山町3623番地 1
佐野市葛生農業者トレーニングセンター	佐野市あくと町3092番地

（指定管理者による管理）

第 3 条 市長は、体育施設の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第 4 条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- （1） 体育施設の運営に関すること。
- （2） 体育施設の施設及び附属設備の利用の許可に関すること。
- （3） 体育施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- （4） 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

（開設期間、利用時間及び休館日等）

第 5 条 体育施設の開設期間、利用時間及び休館日又は休場日は、別表第 1 のとおりとする。

2 指定管理者は、別表第 1 の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用時間、休館日若しくは休場日を変更し、又は臨時に休館日若しくは休場日を定めること

ができる。

（利用の許可）

第6条 体育施設の施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は利用を取り消そうとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

（利用の制限）

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、施設等の利用を許可しない。

（1） 体育施設の設置の目的に反するとき。

（2） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

（3） 体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

（4） 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。

（施設等の変更禁止）

第8条 体育施設においては、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項ただし書の許可について準用する。

（物品販売等行為の許可）

第9条 体育施設の施設においては、物品等の販売又はあっせん、広告に関する物品の掲示又は配布、寄附の募集その他これらに類する行為（以下「物品販売等行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は物品販売等行為を取り消そうとするときも、同様とする。

2 第6条第2項及び第7条の規定は、前項の許可について準用する。この場合において、第6条第2項及び第7条中「指定管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。

（目的外利用等の禁止）

第10条 第6条第1項、第8条第1項ただし書又は前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に体育施設の施設若しくは附属設備を利用し、若しくは物品販売等行為をし、又は施設等の利用、施設等の変更若しくは物品販売等行為の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（利用許可の取消し等）

第11条 市長又は指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は体育施設の管理上特に必要があるときは、第6条第1項、第8条第1項ただし書又は第9条第1項の許可（以下「利用等の許可」という。）に付した条件を変更し、施設等の利用、施設等の変更若しくは物品販売等行為を制限し、若しくは停止し、又は利用等の許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（2） 偽りその他不正の行為により利用等の許可を受けたとき。

（3） 利用等の許可の条件又は関係職員若しくは指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(使用料)

第12条 物品販売等行為の許可に係る体育施設の施設の使用料の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

屋外のとき	1平方メートル1日につき46円
屋内のとき	1平方メートル1日につき92円
備考	
1 この表において「1日」とは、利用する体育施設の施設に対応する別表第1に掲げる利用時間をいう。	
2 利用する時間が1日に満たないときは1日、利用する時間に1日に満たない時間があるときはその満たない時間を1日として計算する。	
3 利用する面積が1平方メートルに満たないときは1平方メートル、利用する面積に1平方メートルに満たない端数があるときはその端数を1平方メートルとして計算する。	
4 使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。	
5 使用料の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。	

2 物品販売等行為の許可を受けた者は、前項の使用料を前納しなければならない。

第13条 削除

(利用料金等)

第14条 利用者（物品販売等行為の許可を受けた者を除く。）は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第2に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、佐野市佐野武道館の個人利用について年間利用券を発行することができる。

4 指定管理者は、佐野市アリーナたぬまのトレーニング室の利用について回数券を発行することができる。

5 第3項の年間利用券又は前項の回数券の交付を受けようとする者は、その交付を受ける際に利用料金を納付しなければならない。

6 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料又は利用料金の不還付)

第16条 既納の使用料又は利用料金は、還付しない。ただし、市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により体育施設の施設又は附属設備を利用することができなくなったとき。

(2) 許可を受けた利用開始時間前に利用の取消し又は変更を申し出たとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長又は指定管理者が特別の理由があると認めるとき。

(入館又は入場の制限)

第17条 指定管理者は、体育施設の入館者又は入場者（以下「入館者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入館若しくは入場を拒み、又は退館若しくは退場を命ずること

ができる。

- (1) 体育施設の秩序を乱し、若しくは他の入館者等に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。
- (2) 体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 指定管理者の指示に従わないとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第18条 利用者は、施設等の利用が終わったとき、又は第11条第1項の規定により施設等の利用、施設等の変更若しくは物品販売等行為を停止され、若しくは利用等の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第19条 利用者又は入館者等は、故意又は過失により体育施設の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第14条第2項の規定は、佐野市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年佐野市条例第237号）第8条第1項の規定により最初に指定管理者管理施設の指定管理者に指定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までにこの条例による改正前の佐野市体育施設条例の規定によりなされた佐野市営大橋町プール、佐野市佐野武道館、佐野市田沼総合運動場、佐野市田沼西運動場、佐野市アリーナたぬま、佐野市葛生武道館又は佐野市葛生農業者トレーニングセンターに係る処分、手續その他の行為は、この条例による改正後の佐野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成20年3月17日条例第12号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の佐野市体育施設条例の規定によりなされた佐野市営大橋町プール又は佐野市佐野武道館に係る処分、手續その他の行為は、第1条の規定による改正後の佐野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年9月30日条例第30号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに第1条の規定による改正前の佐野市体育施設条例の規定によりなされた佐野市田沼総合運動場又は佐野市田沼西運動場に係る処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の佐野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成25年12月24日条例第32号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の佐野市体育施設条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月24日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 この条例の施行の日の前日までに前項の規定による改正前の佐野市体育施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、同項の規定による改正後の佐野市体育施設条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成28年3月23日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月13日条例第8号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日条例第15号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。（後略）

（佐野市体育施設条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の佐野市体育施設条例第12条第1項及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の許可に係る利用料金について適用し、同日前の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月24日条例第6号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

名称	開設期間	利用時間	休館日又は休場日
佐野市佐野武道館	通年	午前9時から午後9時30分まで。ただし、日曜日は、午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月

				3日までの日
佐野市田沼総合運動場	陸上競技場兼野球場	通年	午前8時から午後9時30分まで。ただし、陸上競技場として利用する場合は、午前8時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
	テニスコート		午前8時から午後6時まで	
佐野市田沼西運動場		通年	午前8時から午後9時30分まで。ただし、陸上競技場として利用する場合は、午前8時から午後6時まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
佐野市アリーナたぬま		通年	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
佐野市葛生武道館		通年	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
佐野市葛生農業者トレーニングセンター		通年	午前9時から午後10時まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

別表第2（第14条関係）

1 佐野市佐野武道館

個人利用	一般	1人2時間につき	110円
		1人1年間につき	1,100円
	中学生以下	1人2時間につき	50円

		1人1年間につき	550円
専用利用（1面につき）	午前9時から正午まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円
	正午から午後3時まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円
	午後3時から午後6時まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円
	午後6時から午後9時30分まで	一般	1,650円
		中学生以下	820円

2 佐野市田沼総合運動場

（1）陸上競技場兼野球場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場（全面）	1,100円	1,100円	
野球場（1面につき）	550円	550円	1,650円

（2）テニスコート

午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで
1面につき220円	1面につき220円

3 佐野市田沼西運動場

区分	午前8時から午後1時まで	午後1時から午後6時まで	午後6時から午後9時30分まで
陸上競技場（全面）	550円	550円	
野球場（1面につき）	550円	550円	1,650円

4 佐野市アリーナたぬま

（1）施設等

ア メインアリーナ等

区分				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
専用利用	メインアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	6,600円	6,600円	8,250円
			集会場に利用する場合	13,200円	13,200円	16,500円
			営利を目的として利用する場合	66,000円	66,000円	82,500円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	13,200円	13,200円	16,500円
			集会場に利用する場合	26,400円	26,400円	33,000円
			営利を目的として利用する場合	132,000円	132,000円	165,000円
	サブアリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	3,300円	3,300円	4,120円

	ナ	収しない場合	利用する場合			
			集会場に利用する場合	6,600円	6,600円	8,250円
			営利を目的として利用する場合	33,000円	33,000円	41,250円
		入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	6,600円	6,600円	8,250円
			集会場に利用する場合	13,200円	13,200円	16,500円
			営利を目的として利用する場合	66,000円	66,000円	82,500円
個人利用	メインアリーナ	一般	1人2時間につき220円			
		中学生以下	1人2時間につき110円			
	サブアリーナ	一般	1人2時間につき220円			
		中学生以下	1人2時間につき110円			
	トレーニング室	1人1回につき220円				
		回数券11回綴り2,200円				
	シャワー	1人1回につき100円				

イ 会議室

区分	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
会議室	1,430円	1,430円	1,760円

(2) 器具等

区分	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
バレーボール器具一式	1回につき220円	1回につき440円
バスケットボール器具一式		
バドミントン器具一式		
卓球器具一式		
拡声装置一式		

(3) サブアリーナ床暖房

午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
2,200円	2,200円	2,750円

5 佐野市葛生武道館

区分		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
体育及びスポーツに利用する場合	中学生以下	無料	無料	
	高校生	220円	330円	550円
	上記以外の者	550円	890円	2,230円
集会又は大会に利用する場合	下記以外の場合	1,110円	2,230円	3,350円
	100円を超える入場料を徴収する場合	2,230円	4,470円	8,960円

6 佐野市葛生農業者トレーニングセンター

区分			午前 9 時から正 午まで	正午から午後 5 時まで	午後 5 時から午 後 10 時まで
入場料を徴収しない場合	高校生以下	全面	580円	1,160円	3,490円
		バレーボール（1面につき）	280円	580円	1,740円
		バドミントン（1面につき）	280円	280円	1,160円
		卓球（1台につき）	110円	110円	460円
	上記以外の者	全面	1,160円	2,330円	6,990円
		バレーボール（1面につき）	580円	1,160円	3,490円
		バドミントン（1面につき）	580円	580円	2,330円
		卓球（1台につき）	230円	230円	920円
入場料を徴収する場合		全面	2,330円	4,650円	13,980円
		バレーボール（1面につき）	1,150円	2,330円	6,980円
		バドミントン（1面につき）	1,150円	1,150円	4,650円
		卓球（1台につき）	460円	460円	1,840円

備考

- 1 利用料金の額には、消費税額と地方消費税額との合計額に相当する額を含む。
- 2 本市の区域外に住所を有する者が利用する場合は、利用料金の額に100分の50を乗じて得た額を加算する。ただし、両毛広域都市圏内の足利市、桐生市、太田市、館林市、みどり市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町又は邑楽町の区域内に住所を有する者は、本市の区域内に住所を有する者とみなす。
- 3 佐野市アリーナたぬまのアリーナの一部を専用利用する場合の利用料金の額は、利用する面積に応じて算出する。
- 4 佐野市アリーナたぬまの専用利用において、利用時間を超えた場合の利用料金は、1時間につき当該利用に係る利用料金の1時間に相当する額とする。
- 5 利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。
- 6 別表第2において「専用利用」とは、団体が専用して利用することをいう。
- 7 別表第2において「入場料」とは、入場料、会費その他名称のいかんを問わず、入場者が主催者に支払う料金をいう。
- 8 別表第2において「一般」とは、中学校及び義務教育学校の後期課程の生徒並びにこれらに準ずる者を除く15歳以上の者をいう。
- 9 別表第2において「高校生」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 10 別表第2において「中学生以下」とは、中学校、小学校及び義務教育学校の生徒又は児童並びにこれらに準ずる者並びに小学校就学の始期に達するまでの者をいう。